

日本スキー学会 優秀発表賞 選考細則

1. 本細則は、日本スキー学会顕彰規定第5条4にもとづき、日本スキー学会優秀発表賞（以下、発表賞という）の選考基準及び選考方法に関し定めるものである。
2. 選考委員会は、当該の学会大会あるいは研究会の発表者名簿を入手し、発表賞の受賞資格を満たす者（以下、対象者という）を選出する。
3. 選考委員会は、対象者の講演論文集の原稿を入手し、研究内容を以下の評価項目及び採点方法に従い評価する。ただし、対象者と連名である選考委員は、当該原稿の評価を辞退するものとする。
評価項目：研究の独創性、有用性、方法の妥当性、結論の明確性
採点方法：評価項目を総合的に判断し、5点満点で採点する。
4. 選考委員会は、各セッションに適任である選考委員を3名以上配置し、発表内容を以下の評価項目及び採点方法に従い評価する。配置される選考委員は、当該セッションで発表する対象者と連名の者であってはならない。
評価項目：口頭発表の適切さ、スライド等発表資料の適切さ、質疑応答の適切さ
採点方法：評価項目を総合的に判断し、5点満点で採点する。
5. 選考委員は、研究内容および発表内容の評価ならびに総合評価コメントを評価用紙に記載し、選考委員会へ提出する。
6. 選考委員会は、選考委員の評価結果に基づき、若干名の受賞候補者を選考し、会長へ報告する。

附則 1. 本規定は、2013年7月12日より施行する。

No.	対象者	年齢 (発表時)	研究発表演題／総合評価コメント	研究内容 (5点満点)	発表内容 (5点満点)	総合 (10点満点)
6						
7						
8						
9						
10						